

土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領

制 定	平成29年	3月21日	28企技第1691号
一部改正	令和元年	9月27日	元企技第758号
一部改正	令和2年	4月13日	2企技第57号
一部改正	令和3年	3月2日	2企技第1241号
一部改正	令和3年	9月17日	3企技第767号
一部改正	令和5年	2月28日	4企技第1251号

1 趣旨

本要領は、福島県土木部が試行する「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。

(2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

※着工日＝着工届を受理した日

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。現場閉所率の計算は、次の計算に基づくこと。

現場閉所率＝現場閉所日数

$$\div (\text{着工日から竣工日までの日数} - \text{年末年始休暇7日間} \\ - \text{夏季休暇4日間} - \text{工場製作のみを実施している期間} \\ - \text{工事全体を一時中止している期間} \\ - \text{発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間})$$

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間 等

(5) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

(6) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合

(7) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(8) 受注者希望型

受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施について、監督員と協議したうえで取り組む方式

3 対象工事

災害復旧工事や社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

ただし、土木工事標準積算基準 第I編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費の工種区分が、「港湾・漁港工事」、「海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）」、「港湾・漁港構造物工事・海岸工事」を適用する工事については、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（港湾漁港編）』の規定によるものとする。

また、建築関係工事については、『建築・設備工事における週休2日促進工事試行要領』の規定によるものとする。

4 工事費の補正

週休2日の実施による工事費については、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

ただし、工場製作に要する費用、見積により機材一式の施工単価については補正の対象としない。

	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

4-1 市場単価

週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。

(補正式)

週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数

週休2日の区分により、市場単価に乗じる補正係数は以下とする。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01

	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

4-2 標準単価

「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

5 受注者希望型と発注者指定型

(1) 受注者希望型

受注者希望型は、原則、発注者指定型以外の工事を対象とする。

(2) 発注者指定型

発注者指定型は、原則、諸経費工種が『舗装』と『道路改良』の工事を対象とする。

ただし、これら工種以外でも管内毎の達成状況に応じて、選択することができるものとする。

表1. 受注者希望型と発注者指定型の区分

区分 工種	受注者希望型と発注者指定型の別
舗装、道路改良	発注者指定型を原則とする。
上記以外	受注者希望型を原則とする。 ※発注者指定型も管内毎の達成状況に応じて選択可

6 受注者の取組内容

- (1) 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施可否について監督員と協議しなければならない。
- (2) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。
 - (ア) 対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日確保し、工程表に現場閉所日を明記する。
 - (イ) 工程表で定めた現場閉所日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。
- (3) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。
- (4) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (5) 受注者は毎月の履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。
- (6) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。
 - (ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌等）
- (7) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (8) 受注者は試行工事の検証を行うため、アンケートに協力するものとし、「週休2日確保工事調査表」（様式1）を竣工後2週間以内に監督員へ提出する。

7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。
- (3) 発注者は試行工事竣工後3週間以内に「週休2日確保工事調査表」（様式1及び様式2）を技術管理課へ提出する。

8 事務手続きについて

(1) 積算関係

(ア) 当初設定工期は標準工期とする。(福島県の標準工期は、4週8休に対応している。)

(イ) 掲示板の設置費用については、土木事業単価表物価本の「工事掲示板 (T9941)」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。

(ウ) 当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。

(2) 設計変更

発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。

週休2日の達成状況に応じて、4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

(3) 入札事務手続き関係

(ア) 「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「週休2日確保モデル工事」と明示する。

(イ) 「特記仕様書」に下記事項を追加する。

(記載例)

第〇章 週休2日確保工事

1 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』の対象工事である。

2 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

3 本工事は発注方式は (受注者希望型 ・ 発注者指定型) である。

↑どちらかを選択すること

※当初積算時に、「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っている。

(ウ) 「入札公告」(随意契約の場合、見積書提出通知) に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

(○) 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』

(技術管理課 HP : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuuufutuka.html> 参照) の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事は発注方式は (受注者希望型 ・ 発注者指定型) である。

↑どちらかを選択すること

9 工事成績評定について

以下の表2に基づき加点する。

受注者希望型、発注者指定型ともに、4週8休以上の休日の確保が確認できた場合は、加点評価を行う。(第1評定 5創意工夫において、受注者希望型は2点、発注者指定型は4点の加点)

発注者指定型においては、受注者の責により4週8休以上の休日が確保できなかった場合、減点評価を行う。(第1評定 2施工状況「Ⅱ工程管理」において「d判定」、第2評定 2施工状況「Ⅱ工程管理」において「3の項目を評価しない(×とする)」)

表 2. 工事成績評定ほか一覧表

		受注者希望型 ※契約直後に受注者が選択			発注者指定型 ※起工時に発注者が決定		
		4週6休	4週7休	4週8休	4週6休	4週7休	4週8休
積算 増補正率 (当初は4週8休)	達成	補正あり (労務、機械賃料、共通仮設費率、現場仮設費率)			補正あり (労務、機械賃料、共通仮設費率、現場仮設費率)		
	未達成	達成状況に応じる			達成状況に応じる		
工事成績評定表	達成	/	/	+2点 (第1評定創意工夫)	/	/	+4点 (第1評定創意工夫)
	未達成	/	/	/	/	/	第1評定:2施工状況 「II 工程管理」でd判定 第2評定:2施工状況 「3の項目」に×
実施証明書	達成	/	/	実施証明書を発行 (発行から1年以内の総合評価で0.25点の 加点可能)	/	/	実施証明書を発行 (発行から1年以内の総合評価で0.25点の 加点可能)
	未達成	/	/	/	/	/	/

1 0 実施証明書

発注者は、週休2日確保モデル工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、表2に基づき、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

1 1 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

1 2 附則

この要領は、平成29年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和元年10月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和2年 5月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和3年 4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和3年10月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和5年 4月1日以降に起工する工事から適用する。